

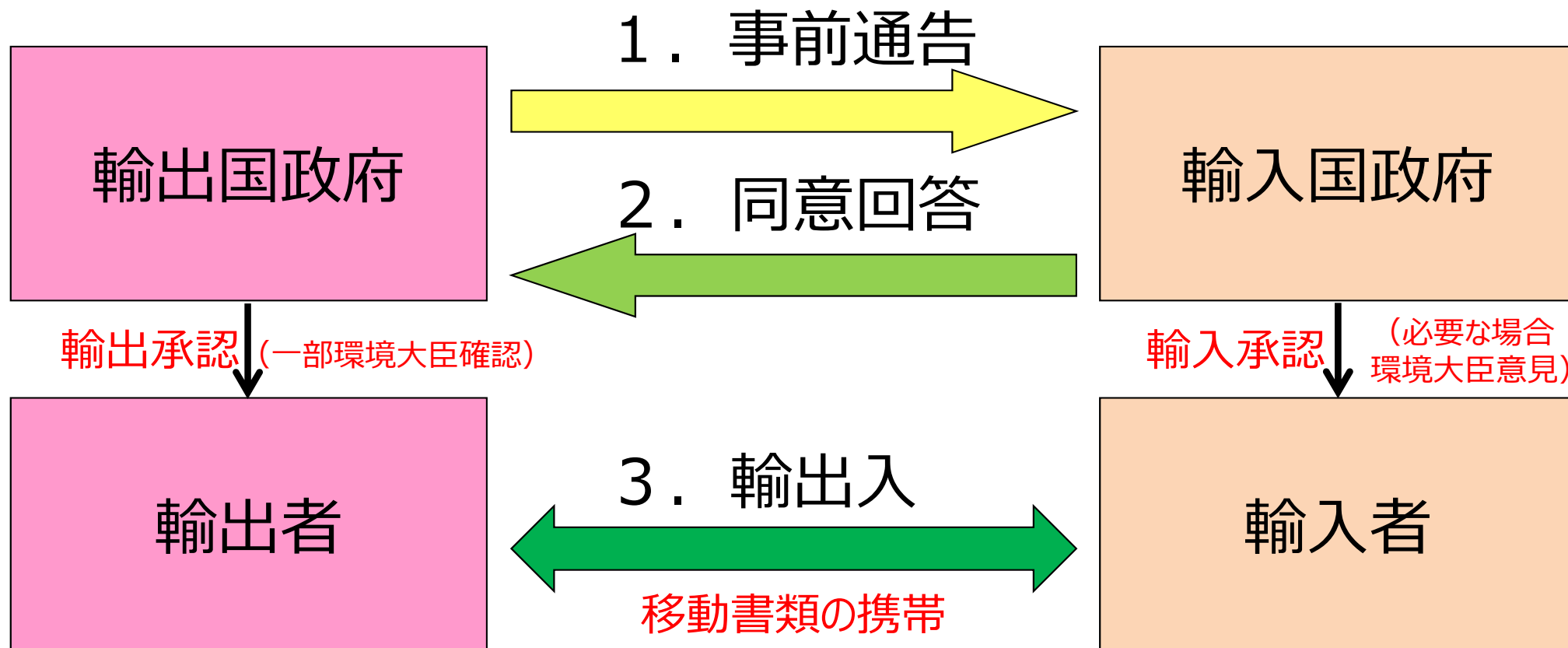
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 【バーゼル法】の一部改正について

**平成29年 8 月
経済産業省・環境省**

1. バゼル法の概要

- バゼル条約は、越境移動を伴う有害廃棄物（廃電子基板、使用済鉛蓄電池等）等が環境上適正に管理されることを目的とし、有害廃棄物等の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付け。
- **バーゼル法はバーゼル条約の国内担保法**（経産省と環境省の共管）として、外為法に基づく輸出入承認（途上国輸出等は加えて環境大臣確認等）、移動書類の携帯等の義務を規定。

<バーゼル手続のイメージ>

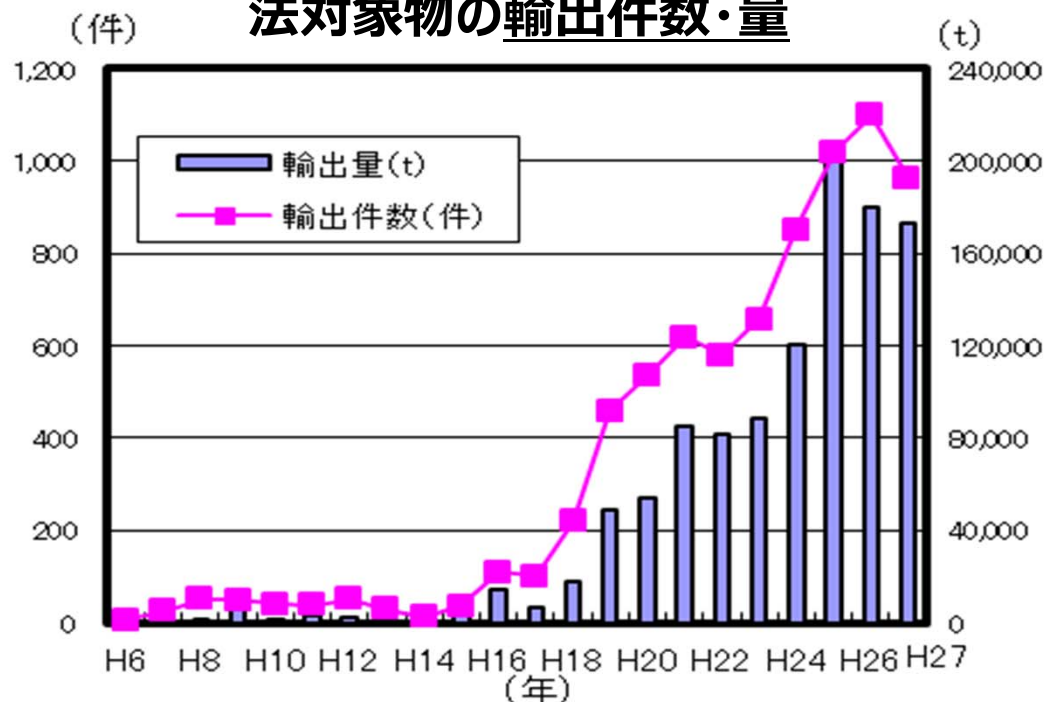


※ 事前通告と同意回答は条約に基づく政府間の義務、赤字は我が国バーゼル法に基づく事業者の義務。₁

2. 法改正の背景

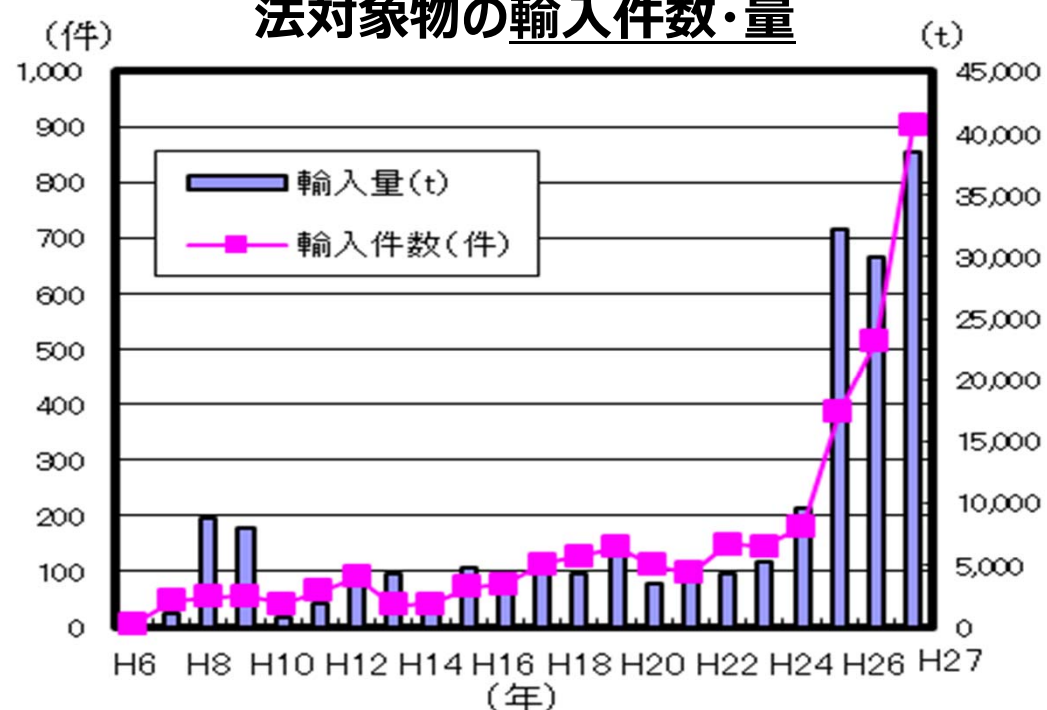
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、近年、リサイクル目的での廃電子基板や使用済鉛蓄電池の取引が世界的に増大。我が国でも、平成6年当時と比べ、輸出入件数は大幅増。
- 輸出では、①**雑品スクラップの不適正輸出**や②**輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加**や③**使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生**。
- 輸入では、廃電子基板等の有用な金属を含む二次資源について、欧州連合等との国際的な獲得競争が激化。事業者からは、④**輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望**がある。
- 「日本再興戦略2016」においても、平成28年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている。
- 中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において、**バーゼル法の見直しの基本的な考え方として、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図ることが提言された**。

法対象物の輸出件数・量



(主な輸出品目：使用済鉛蓄電池)

法対象物の輸入件数・量



(主な輸入品目：廃電子基板、電気炉ダスト) 2

3. 法改正事項 1 : 規制対象物の範囲の明確化

→雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【現状・課題】

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）で、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を法的に明確化。（法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

3. 法改正事項 2：輸出先国で有害廃棄物とされている物を規制対象へ追加 →輸出貨物のシップバック通報の予防

【現状・課題】

- バゼル条約上の規制対象物については、締約国間で解釈に多少の差異が存在。
- 我が国バゼル法では規制対象ではないとして輸出した貨物について、相手国では条約上の規制対象であるとして我が国への返送（シップバック）を求める通報を受ける事例が増加（香港向けの中古電気電子機器等）。

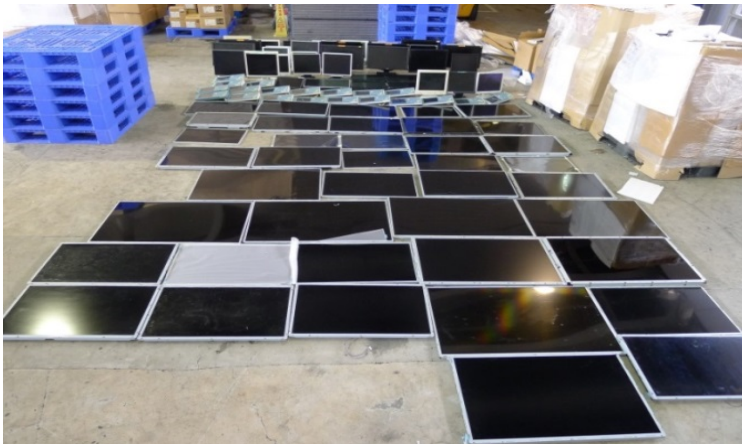


繰り返されるシップバック通報の予防

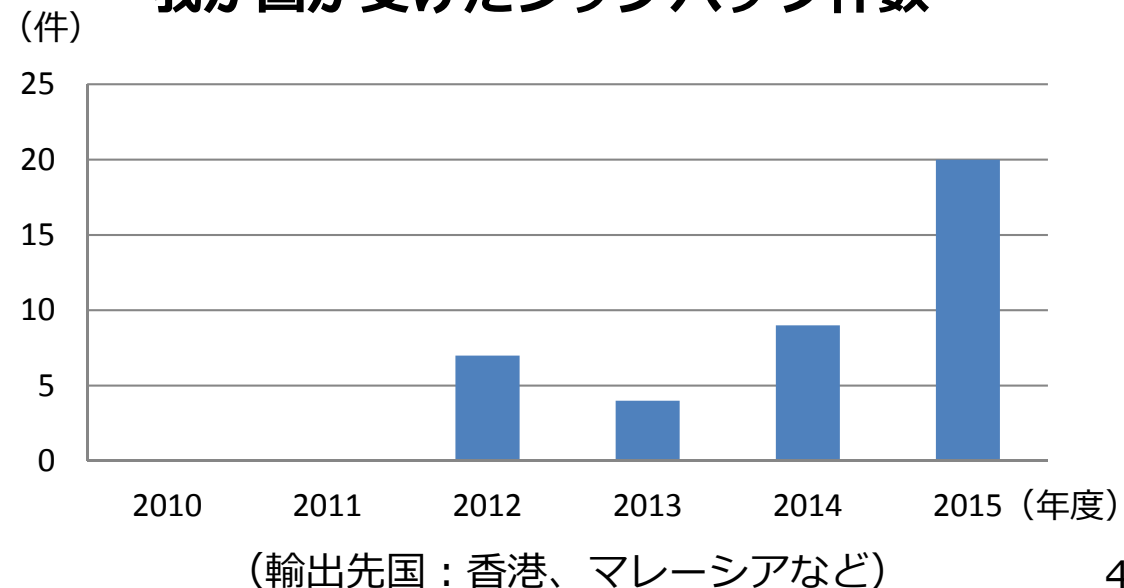
【法改正事項】

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、特定有害廃棄物等（規制対象物）に追加し、**輸出承認を要件化**。（法第2条第1項第1号木）

香港からのシップバック事例（液晶パネル）



我が国が受けたシップバック件数



3. 法改正事項3：輸出承認手続時の、環境大臣による確認事項を明確化

→明確な事項に基づき、環境汚染防止措置のよりの確な審査を実施

【現状・課題】

- 環境大臣は、輸出承認前に、途上国の輸出先の環境汚染防止措置を確認しているが、その確認事項は、法律上明確化されていない。（先進国向けの輸出については、環境大臣の確認対象となっていない）
- 近年、韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している中、平成28年6月、韓国における使用済鉛蓄電池の不適正処理事案が発生。輸出先で環境上適正な措置がなされないおそれがある場合は、よりの確な審査を行う必要性が高まっている。

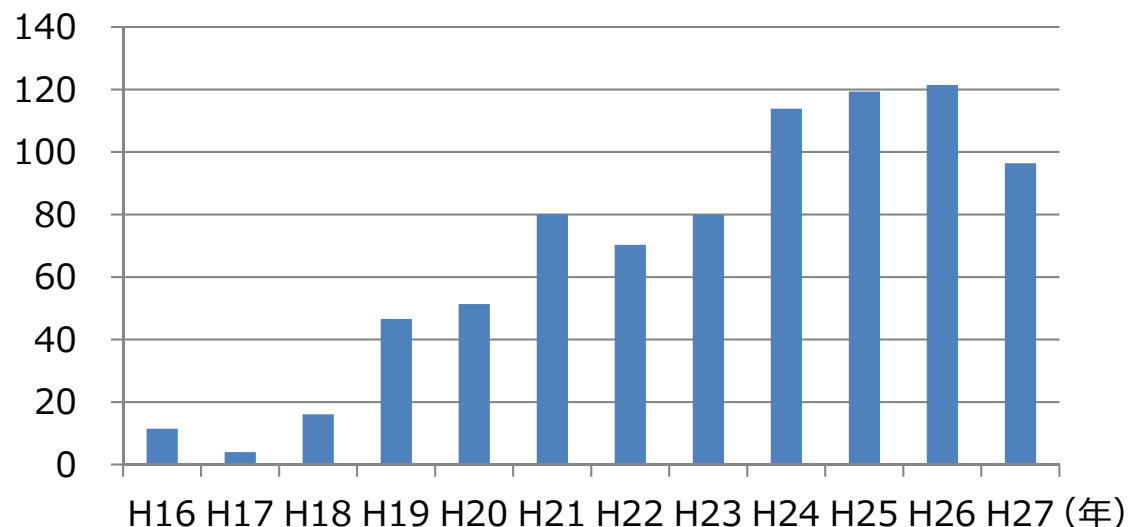


輸出先での環境汚染を予防

【法改正事項】

- 輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による確認事項を法的に明確化。（法第4条第3項）
* 使用済鉛蓄電池については別途、省令改正により、先進国向けの輸出であっても環境大臣による確認対象とした。

(千トン) 我が国から韓国への使用済鉛蓄電池の輸出量



環境大臣の確認事項（例）

- 処理施設の構造
 - 環境関連規制の遵守状況
 - 排ガス・排水対策等の環境保全対策 等
- * 以上の確認に当たっては、現地調査等も適宜実施

使用済鉛蓄電池



3. 法改正事項 4 : 途上国から輸入される、リサイクル等目的での廃電子基板等の規制撤廃 →我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、全ての国からの比較的有害性の低い廃電子基板等の輸入手続について、通告・同意等が不要。
- 他方、途上国から廃電子基板等を輸入する場合はバーゼル法の手続き（通告・同意等）が必要（先進国からは不要）であり、我が国事業者からは、資源獲得競争において、競争上不利になっているとの指摘あり。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



欧州連合との競争上の不利を解消

【法改正事項】

- 比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、**通告・同意や輸入承認等を不要**とする（先進国からは現行でも不要）。（法第2条第1項第1号イ）

* 有害性の低くないものは引き続き規制対象とする。併せて廃棄物処理法を改正し、有害使用済機器の国内管理を強化。

（参考）廃電子基板等の規制緩和による経済効果等の試算

輸入手続に要する期間の短縮効果	1 件あたり 1 8 0 日間程度
輸入廃電子基板の増加見込み	年間 1 3 万トン程度 （将来的にはさらに増加）
非鉄金属精錬の売上げ増加による経済波及効果	全産業合計で売上 9 8 7 億円 （付加価値 3 8 6 億円）程度

輸入ニーズが高い廃電子基板等の 電子部品スクラップ



（金、銀などの金属を含む）

3. 法改正事項5：リサイクル等目的での有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設 →我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、比較的有害性の高い物（電気炉ダスト、金属汚泥等）の輸入についても、規制を緩和。
- 具体的には、特定の回収施設でリサイクル等を行う場合、最大3年間の包括的な輸入同意を与え、手続を簡素化する特例を措置。他方、我が国では同様の特例を導入していない。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



日本のリサイクル技術活用を促進

【法改正事項】

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設。比較的有害性の高い特定有害廃棄物等（規制対象物）の再生利用等目的での輸入について、認定輸入事業者が輸入を行う際の**輸入承認を不要**とする。（法第8条第1項、第14条から第16条まで）

（参考）有害廃棄物等をリサイクルできる主な非鉄金属（銅、鉛、亜鉛）製錬所

銅製錬所	： 7 箇所	（廃電子基板を処理）
鉛製錬所	： 6 箇所	（使用済鉛蓄電池を処理）※
亜鉛製錬所	： 5 箇所	（電気炉ダスト等を処理）

（出典：日本鉱業協会の情報）

※鉛については、上記以外に、使用済鉛蓄電池をリサイクルする鉛二次精錬事業者が9社存在。